

暫定プラン（認定結果判明前のケアプラン）作成時の注意点について

最近、**暫定プラン**の介護（支援）度の見込み誤りに関する相談が増加しています。  
そこで認定申請後、認定結果が出るまでの期間の暫定プラン作成時の注意点について、ご案内します。

● 作成に当たっては

- 1 居宅サービス計画作成依頼（変更）届は、サービス利用開始日を暫定プランによるサービス利用開始日として、認定結果判明後に提出すること。（事前に暫定プランを作成することを区へ報告する必要はない。）
- 2 一連のケアマネジメントを行うこと。
- 3 適切に見込んだ介護（支援）度で作成すること。

※介護（支援）度によっては、福祉用具の軽度者申請等も必要となる。

- 4 前もって、認定結果によっては利用できない（給付対象とならない）サービスや、利用者負担が増える場合（限度額超過の場合等）のあることを具体的に本人、家族に説明し、同意を得ること。
- 5 要介護の利用者が要支援と見込まれる場合には、申請の段階で高齢者総合相談センターと連携すること。
- 6 ケアプランには「暫定プラン」であることを明示すること。
- 7 認定結果が判明したら一連のケアマネジメントを改めて行い、本プランを作成すること。ただし本人の状態やサービス内容等が暫定プランと全く変更がなければ、暫定プラ

ンに、認定日・認定期間・介護区分等を記入したうえで、「□年○月△日、本プランに移行」と記載することでもよい。いずれの場合も改めて同意をもらうこと。

## ● 介護（支援）度の見込みに誤りがあった場合の対応

### 1 要介護間、要支援間での見込み誤りの場合

例) 要介護 2 で見込んだが、要介護 1 であった。

→計画作成者は変わらないので、暫定プラン作成者が「上記 7」の対応を行う。

### 2 要介護及び要支援をまたがった見込み誤りの場合

例) 要支援 2 で見込んだが、要介護 1 であった

→計画作成担当者は、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（高齢者総合相談センター等）間で申請日に遡って変更となる。変更後の事業所が「上記 7」の対応を行う。

※所定のケアマネジメントを実施しない場合は、運営基準減算となる。

## ● 要支援利用者の認定申請の場合

介護保険課では高齢者総合相談センターに対して、要支援利用者の認定申請について以下のとおり説明しています。

「要介護の結果になると見込まれる場合は、認定結果が要支援でも要介護でも担当可能な居宅介護支援事業所に依頼できるよう、申請の段階で対応して欲しい。」